

「保管場所の所在図・配置図」の記載例

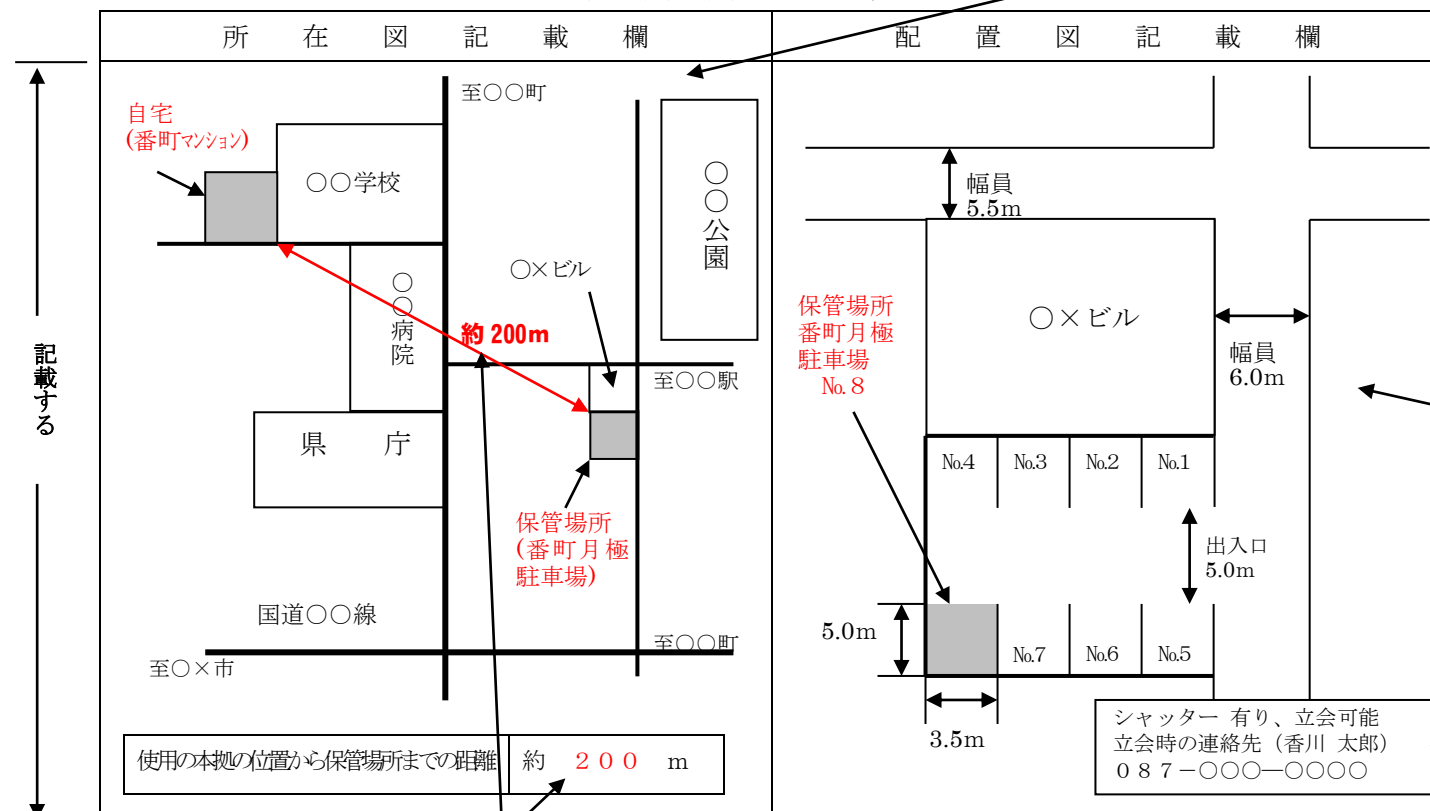
【記載に際しての注意事項】

この書類は、使用の本拠と保管場所の距離が適正か否か、申請する車両が適法に駐車可能か否か判断するために必要な書類です。

この書類を基に車庫調査員が現地へ赴き、調査を行いますので、できるだけ詳しい図面を記載してください。

別記様式第5号（第3条関係）

保管場所の所在図・配置図



【所在図について】

所在図とは、使用の本拠の位置（自宅住所・法人事業所など）と、保管場所（車庫）の位置関係を示す地図で、付近の道路や目標物となる建物などを表示したものを言います。

《住宅地図の写しを添付してもOKですが、著作権者からの許諾を得ない場合、著作権法違反に問われる地図がありますので注意して下さい。》

【配置図について】

配置図とは、保管場所（車庫）及び保管場所の周囲の建物、道路などを表示したものを言います。《保管場所に接する道路の幅員や保管場所の平面（大きさ）の寸法をメートルで記入して下さい。》

《複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置と区画番号を明示して下さい。》

【シャッターがある場合】

《シャッターがある旨の記載と、調査予定日にシャッターを（一部）開扉しておくことができない場合は、立会可能な方の氏名や連絡先等を記載してください。》

【使用の本拠の位置から保管場所までの距離】

この距離については、直線で2km以内と定められています。距離の測定に関しては、市販の住宅地図などの図測に基づく距離を記入して下さい。